

広島県国土利用計画審議会条例（新旧対照表）

改 正 案	現 行
<p>(庶務) 第8条 審議会の庶務は、環境県民局において処理する。</p>	<p>(庶務) 第8条 審議会の庶務は、県民生活部において処理する。</p>
<p>附 則 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。 附 則 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p>